

令和2年度 「後期工事監査」における担当部署等一覧（意見）

No	表題	担当部署	対応状況			公表日
			措置済み	検討中	措置しない	
1	決裁終了後の文書の修正について	総務部 行政体制整備室	○			令和3年10月27日

令和2年度 「後期工事監査」における対応状況等一覧（意見）

No	意見内容	担当部署	対応状況			理由・内容等
			措置済み	検討中	措置しない	
1	<p>今回の監査した工事の変更同いで、決裁終了後に他課からの設計変更理由の修正指摘により、設計変更理由の大幅な修正が行われているものがあった。決裁終了後の文書の修正について、決裁の趣旨に鑑みて変更内容に応じて決裁した者に報告をして文書の修正を行うべきである。今回は、工事の変更同いの内容が変わらないと判断し、決裁した者に報告しないで決裁終了後の文書の修正を行っていた。国においては、内閣府が決裁の修正手続に関して、各省庁に対し修正が必要な場合は、新たな決裁を取り直すこと等のルール化を求めているところである。決裁終了後の文書は、行政機関の意思決定の内容を記録して表示した文書であるため、決裁終了後の文書の修正については、適切な処理に努められたい。</p>	<p>総務部 行政体制整備室</p>	○			<p>令和3年4月1日から長崎市文書規程が改正され、第24条の2「原議の加除訂正」が新たに追加され、「原議の加除訂正は、再度の決裁又は専決を受けなければこれを行うことができない。」旨の規定が設けられた。 今後は、本規定に基づき、各所属において適正な事務処理を行っていくこととする。</p>